

水産防疫の枠組みの見直しに関する今後の取組方向

1. リスク評価を踏まえた省令改正

- (1) 近年の世界各国における新疾病の発生や輸入水産動物の多様化に伴い、防疫体制の強化が必要となったことから、平成 26 年8月に水産防疫専門家会議を設置し、海外の養殖水産動物において問題となっている伝染性疾病を中心に科学的知見に基づくリスク評価を実施。
- (2) リスク評価の結果、平成 27 年5月、現行の 11 疾病を含む 24 疾病についてリスク管理措置が必要との結論。また、専門家会議の意見を踏まえ、対象動物種を決定するとともに、全ての成長段階の生きているもの（食用を除く）を対象とし、さらに、養殖用餌料に供する冷蔵、冷凍の加工品（魚粉、魚油を除く。）も対象として検討すべきとの結論。
- (3) 本年 10 月には、水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の省令を改正（対象疾病、対象水産動物の追加等）する予定。

2. 水際防疫の強化

リスク評価の結果を踏まえた省令改正にあわせて、水産防疫を強化する方向で検討。

- (1) 輸入防疫対象疾病の追加に伴い、輸入時に検疫が必要となる新たな水産動物の種類が増えることから、輸入者を始めとする関係者へ周知徹底
- (2) 新たに追加されるカキヘルペスウイルス1型変異株感染症やエビの急性肝臓壊死症などの疾病やその対象水産動物について、動物検疫所における精密検査や管理飼育の見直しなどの輸入検査体制の整備
- (3) 対象水産動物について、輸入相手国との衛生条件の締結及び衛生条件に基づく検査証明書様式の見直しを順次進めていき、新疾病の侵入を未然防止

3. 国内防疫の強化

リスク評価の結果を踏まえた省令改正にあわせて、国内防疫についても強化する方向で検討。

- (1) 新たに追加される疾病について、病性鑑定を迅速、かつ、的確に実施するための標準的な手法を示す病性鑑定指針の策定
- (2) 特に重要な疾病(コイヘルペスウイルス病等)について、国、都道府県及び養殖事業者等の関係者が実施すべき防疫措置等を整理した防疫指針の見直し・策定
- (3) 都道府県等が疾病の発生状況及び動向を把握し、清浄性を確認するためのサーベイランスの方法を定めた指針の策定
- (4) 都道府県等が実施する海外から輸入された対象水産動物に対する着地検査指針の策定
- (5) 養殖業事業者自らが日頃から実践すべき衛生対策の基本を示した養殖場の衛生対策指針の策定
- (6) 防疫指針や衛生対策指針等を踏まえた都道府県における検査体制の整備及び養殖業者を始めとする関係者への周知

4. 今後のスケジュール(予定)

【平成 27 年】

- | | |
|--------|---|
| 8 月 | ・都道府県、中央団体への説明会
・主要関係国在京大使館への説明会
・養殖関係者への現地説明会（全国7か所程度）
・省令改正に関するパブリックコメント（30 日間）
・省令改正に関するWTO・SPS通報（60 日間） |
| 10 月下旬 | ・改正省令の公布 |
| 11 月 | ・衛生条件及び検査証明書様式に関する二国間協議の開始 |

【平成 28 年】

- ・改正省令の施行